



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 精工技研
代表者名 代表取締役社長 上野 淳
(コード：6834、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 斎藤 祐司
(TEL. 047-388-6401)

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する
業績連動型株式報酬制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）を対象として導入しております信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）につき、報酬等の額及び内容を変更することに関する議案（以下「本議案」といいます。）を、2026年6月19日開催予定の第54回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1. 本制度の変更について

当社は、取締役の報酬と当社の中長期的な業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入に関する議案を2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において上程し、同議案は原案のとおり承認可決されました（なお、同株主総会におけるかかる承認決議を以下「前回決議」といいます。）。

当社は、前回決議に基づきこれまで本制度を運用してきましたが、第44回定時株主総会以降の株価上昇その他の事情を踏まえ、本制度による報酬等の額及び内容を変更することといたします。なお、変更後の本制度の概要は以下のとおりです。詳細は2. をご参照ください。

(変更点は下線部分のみ。)

項目	変更前	変更後
対象者	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）
信託期間の延長	当社の取締役会の決定により <u>3年</u> 毎に延長することができる。	当社の取締役会の決定により <u>5年以内の期間を都度定めて</u> 延長することができる。
対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限	3年間中に <u>2億円</u>	3年間中に <u>21億円</u> 。なお、当社の取締役会の決定により信託期間を延長した場合には、当該延長分の期間内において、延長年数に7億円を乗じた金額。

対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり 30,000 ポイント	1事業年度あたり 30,000 ポイント
株式交付時期	原則として退任時	原則として退任時

2. 本制度の概要

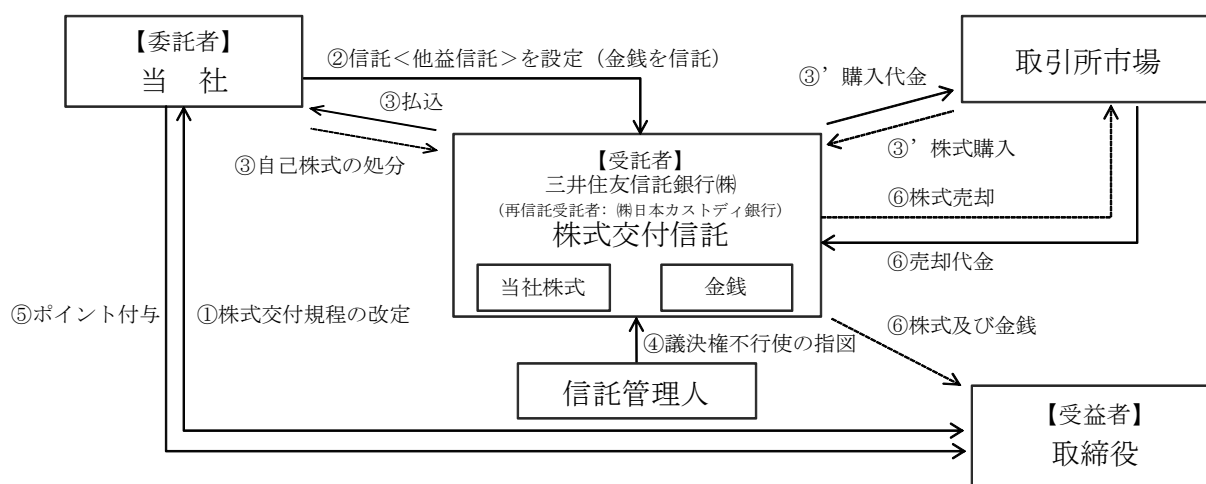
変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が業績に応じて各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役会において、取締役を対象とする株式交付規程を制定します（制定済みです。）。
- ② 当社は下記⑥のとおり受益権を取得する取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定済みである（本信託）ところ、その受託者に、株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を追加信託します。
- ③ 受託者は、本信託内の金銭（前記②により当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。）を原資として、今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

前回決議では、本制度につき、以下の5点を含む内容につきご承認をいただきました。

- (a) 本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、本信託の信託期間3年間に、2億円を上限とする金銭を本信託に信託すること
- (b) 取締役会の決定により、本信託の信託期間を3年毎に延長（当社が設定する、本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することによって実質的に信託期間を延長することを含む。）できること
- (c) 上記(b)の場合には、当該延長分の信託期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、2億円を上限とする金銭を本信託に追加信託すること
- (d) 上記(b)の場合には、延長後の信託期間内に、取締役に対するポイントの付与及びポイントに応じた当社株式の交付を継続すること
- (e) 上記(b)から(d)にかかわらず、信託期間の満了時において、その後は取締役に對するポイントの付与を継続しないものの、既にポイントを付与されているものの未だ退任していないためポイントに応じた当社株式の交付を受けていない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで本信託の信託期間を延長することがあること

当社は、2017年に本信託を設定し、以降、前回決議に基づいて順次本信託の信託期間を延長し、2025年には、信託期間を2028年9月末日まで延長しております（即ち、延長分の信託期間は2025年10月1日から2028年9月末日までの3年間です。以下「今回延長期間」といいます。）。

しかるところ、当社株式の株価は前回決議時点よりも上昇しており、上記(c)の上限金額は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式を本信託が取得するには十分な金額ではなくなりました。また、取締役に対する適切なインセンティブを付与するためには、信託期間の延長期間については、当社の業績見込その他の流動的な事情を踏まえて柔軟に判断することが必要です。

そこで、今回延長期間については、その期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、合計21億円を上限とする金銭を本信託に信託するものとし、さらに、その後に関しては、上記(b)(c)を以下のとおり変更します。

- (b) 取締役会の決定により、5年以内の期間を都度定めて信託期間を延長（当社が設定する、本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することによって実質的に信託期間を延長することを含む。）できること（以降も同様）
- (c) 上記(b)の場合には、当該延長分の信託期間内に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長年数に7億円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託すること

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、当社は、2025年12月2日に199,800,000円分の株式（18,500株）を追加取得しておりますので、かかる199,800,000円も含めて今回延長期間内に株式取得資金として信託する金額が21億円を超えないように、この範囲内で追加信託します。

(3) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当社株式の取得は、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

(4) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり30,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則としてその退任時に所定の手續を経て本信託の受益権を取得し、本信託の受託者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(5) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(6) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(7) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
信託契約日	2017年6月1日
信託の期間	2017年6月1日～2028年9月末日 (予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上